2. 2. 2 協議会

元方事業者は、関係請負人との間において必要な情報を共有し、共通認識を持つことが混 在作業による労働災害防止に当たって有効であることから、関係請負人の数が少ない場合を 除き、関係請負人と協議を行う場(以下「協議会」という。)を設置する。

協議会の設置に当たっては、協力会(第8章参照)を活用することなどが考えられるが、 元方事業者である化学会社が中心となって開催、運営することが必要である。

<ポイント>

- ◎ 協議会は、定期的に開催する。
- ◎ 協議会における協議結果については、各関係請負人がその使用する労働者に周知する。
- ◎ 協議会は、元方事業者又は関係請負人の作業内容を大幅に変更したとき、関係請負人が入れ替わったとき等混在作業による労働災害の防止のために協議すべき必要が生じたときにも開催する。
- ◎ 協議会には、元方事業者からは作業間の連絡調整等の統括管理を行う者、安全管理者等、 職長等が出席する。関係請負人からは連絡調整の責任者、安全管理者等が出席する。

<実施事項の例>

- 1. 安全衛生に関する方針、目標、計画に関すること
- 2. 作業手順や点検基準等の安全衛生規程及び当該規程に基づく作業等の実施に関すること
- 3. 労働者に対する教育の実施に関すること
- 4. クレーン等の運転についての合図の統一等に関すること
- 5. 作業場所の巡視の結果及びこれに基づく措置に関すること
- 6. 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること

2. 2. 3 SDM の管理体制

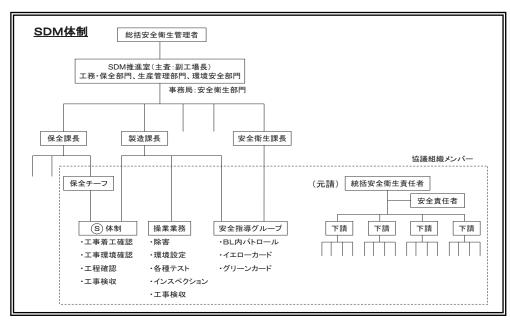


図2. 7 SDM 体制の例

SDM は、装置内洗浄、各種の法定点検、劣化診断、予寿命管理に基づく設備の更新、省エネ・省資源等の設備改善等を、プラントを停止して一斉に行うものである。これは、外部からも多数の関係請負人(ある事業所では1日に6千人、総計18万7千人/53日間)が入構して作業、工事が行われる大がかりな補修工事である。化学会社は自らその仕事を行わず(工事の設計監理の業務は除く)、これを、独立した建設工事として、外部の総合建設業者(ゼネコン)等に発注する。請け負った業者(元請)は特定元方事業者となり、統括安全衛生責任者を選任して統括管理体制を敷かなくてはならない。このため、日常保全とは違った管理体制となる。

SDM の期間において、一般的には次のケースのように、全ての期間についてゼネコン等が特定元方事業者としての統括管理体制をとるのではない。SDM の前後の期間において、移行のための除害作業や安全措置等の環境整備の作業(環境設定)、または立ち上げの安全確認等の附帯工事(相番工事等)など、化学会社が自ら工事を行いその一部を請負事業者に請け負わせる場合は、化学会社が元方事業者となる。このため、この前後の期間は、化学会社及び協力会社は、製造業元方指針に基づく総合的な安全衛生管理を行う必要がある。

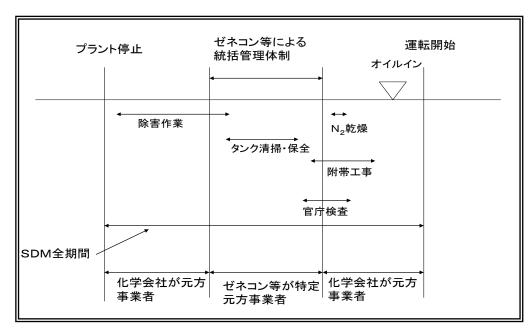


図2.8 SDM 期間中の作業の進行例

一方で、ゼネコン等が SDM 工事の特定元方事業者となり統括管理体制を敷いている期間中に、化学会社が自らの労働者をその作業場に立ち入らせ、タンク清掃、保全等 SDM 工事とは別に作業を行わせる場合には、特定元方事業者であるゼネコン等は、化学会社の労働者も統括管理に服するよう化学会社に要請する等適当な措置を取る必要がある(関連通達:S40.10.13.基収第 5917 号)。化学会社は建設業者と連絡・調整の上、作業を行うのが実態であるとしても、その前提として、ゼネコンの統括管理の下で作業を行うことが安全管理上必要である。

<ポイント>

◎ ゼネコン等の元請事業者は特定元方事業者として、統括管理体制を敷き徹底した安全衛生